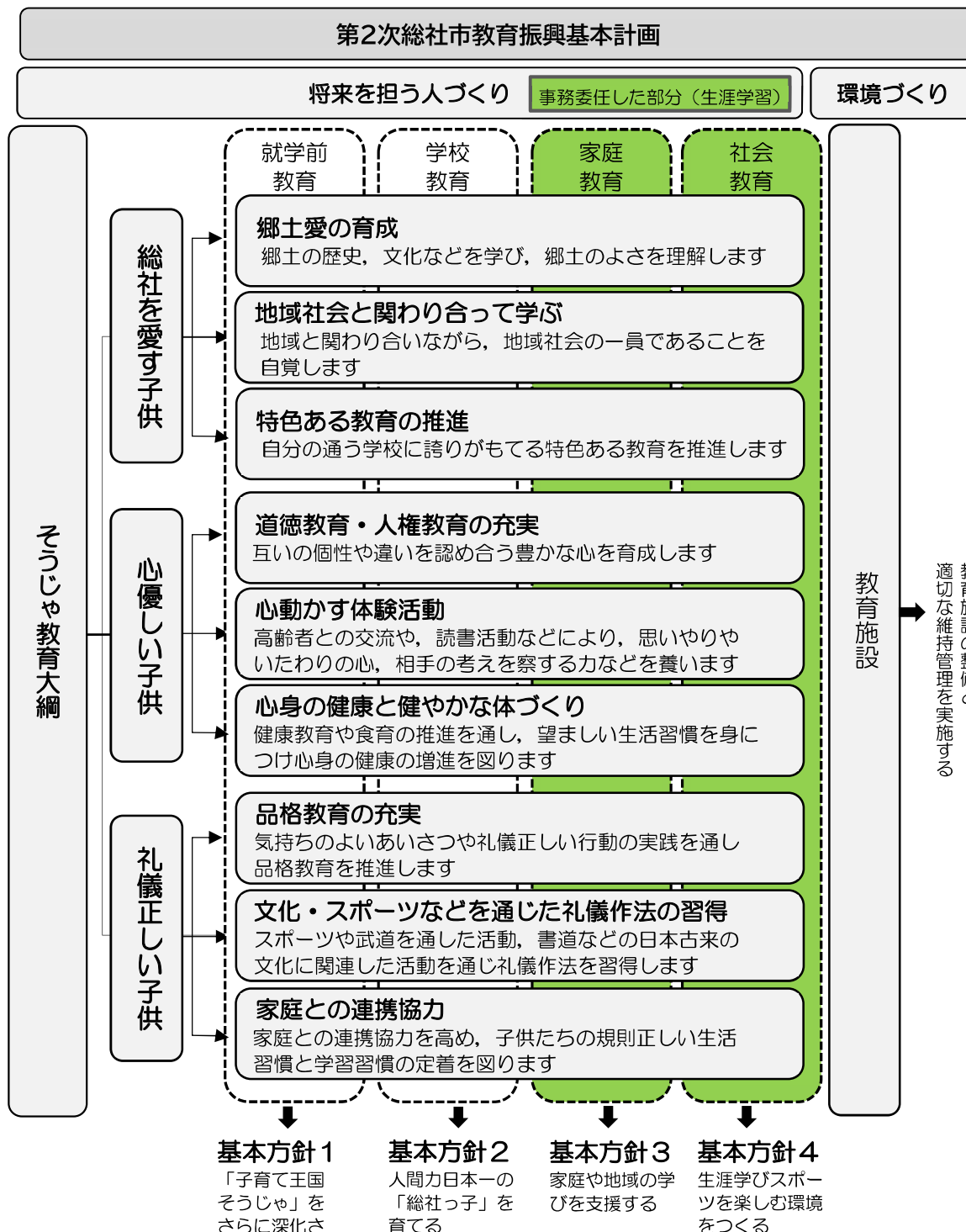


第2章 教育行政の基本方針

1 教育行政の基本方針

本市の教育行政全体の振興を図るための基本理念として、心の教育を重視したそうじゃ教育大綱「総社を愛す子供」、「心優しい子供」、「礼儀正しい子供」を目指すべき子供像とした、第2次総社市教育振興基本計画に掲げる事項を総合的に取り組む。

2 教育行政の基本方針の体系



3 基本方針とその実現のための施策

基本方針1：「子育て王国そうじゃ」をさらに深化させる

【施策1】就学前教育の充実

1 保こ幼小（保育所（園）・認定こども園・幼稚園・小学校）の連携の強化

- (1) 子供の育ちや学びを円滑につなげるようにするため、小学校区単位での接続カリキュラムの実践と見直しを行う。
- (2) 保こ幼小の職員が相互理解を行い、連携の重要性を認識するよう、接続担当者会を実施する。
- (3) 小学生とのピア・サポート、総社っ子応援プロジェクトのだれもが行きたくなる学校づくり研修会（サテライト）を通じて、小学校との連携を図る。

2 保育士・保育教諭・幼稚園教諭などの研修の充実

- (1) 職員の資質・能力の一層の向上のため、保こ幼合同研修会を開催する。
- (2) 講師、主任の資質向上のため、経験年数に応じた研修会を実施する。
- (3) 保育の実践力を高めるため、合同園内研修、サテライト研修を実施する。

【施策2】年間を通じての待機児童ゼロ

1 多様な教育・保育事業の充実

- (1) 既存保育所において、保育の質に配慮しつつ、定員の弾力化による受け入れを実施する。
- (2) 保育希望者の多様なニーズに対応するため、更なる預かり保育の拡充を図る。

2 放課後児童クラブの充実

- (1) 利用者増による施設整備については、余裕教室の利用、空き施設の利用、新設又は増設の順番で、新たな受入れ施設の整備を進める。
- (2) 施設及び支援員の状況等により、待機児童が発生しているクラブや受け入れに余裕のあるクラブがあるため、実態にあわせた定員の見直しを行うとともに広域利用などの事業を実施する。
- (3) 支援員等に対する研修の実施や他機関が実施する研修の情報提供を行い、放課後児童支援員等の質の向上を図る。

3 保育士等の確保

- (1) 総社市保育士支援金制度の見直しを行い、令和3年度から充実を図る。
- (2) 保育士の負担軽減となる保育体制強化事業を継続して実施する。
- (3) 保育士登録制度の活用や岡山県保育士・保育所支援センターの情報収集等を行い、新規及び潜在保育士の掘り起こしに努める。

【施策3】子育て期をワンストップで支援

1 子育て関連部署・窓口の一元化

- (1) 教育部門と福祉部門の子育て関連部署が、同じフロアであることを最大限活用した連携を図る。
- (2) 保育コンシェルジュを中心に子育て支援の情報提供や相談等について、ワンストップでの支援を行う。

2 地域との連携における子ども・子育て支援の充実

地域子育て拠点として、地域子育て支援センター事業とつどいの広場事業との連携を図る。

【施策4】 支援が必要な子供を応援

1 そうじゃ式早期一貫サポートシステム等による、集団生活で困難さをもつ子供へ支援を強化

- (1) 障がいのある子供に対して、保育所（園）・認定こども園・幼稚園において、専門家や専門機関と連携しながら個に応じた適切な支援を行う。
- (2) 幼児通級指導教室（きらりキッズ）において、多様な幼児の実態に応じた適切な指導を行うことにより、幼児に集団生活の中で必要な力の定着を図る。
- (3) 発達障がい等、発達に偏りがある幼児の相談窓口を特別支援教育推進センター「きらり」に一本化することにより、保護者への様々な悩みに対して助言を行う。

2 障がい児通所支援事業等の推進

- (1) 療育機関、相談支援事業所と教育関係機関・福祉関係機関との情報交換会を開催する。
- (2) はばたき園において医療的ケア児の受け入れを増やすため、施設整備を行う。

基本方針 2：人間力日本一の「総社っ子」を育てる

【施策 5】 心の教育を重視しただれもが行きたくなる学校づくり

1 「そうじゃ教育大綱」の理念の具現化

- (1) そうじゃ教育大綱の子供像について、具体的に各学校の教育課程に位置付ける。
- (2) 学校の実態に合わせて実践・評価することを通して「総社を愛す子供」「心優しい子供」、「礼儀正しい子供」を育成する。

2 「特別の教科 道徳」における品格教育の推進

- (1) 「特別の教科 道徳」において、そうじゃ教育大綱の具現化のため、学校との議論を深める。
- (2) 品格教育・P B I S（よい習慣を形成し、好ましい行動を引き出す教育）を通して、人としての生き方や人々との関わり方を学び、仲間と磨き合うことにより道徳的実践力の高揚を図る。

3 ピア・サポートやSEL（社会性と情動の学習）、協同学習の推進

- (1) ピア・サポートでは、子供が相互に支え合う活動を通して、思いやりのある子供を育て、認め合える学校風土を醸成するとともに協同学習の実施により、子供たちの社会性の向上を図る。
- (2) SELのプログラムを通して、自己理解及び他者理解を進め、コミュニケーション能力を育成する。

4 実践的な教員研修による指導力向上

- (1) 実践的な研修として、学校を会場に行う「サテライト研修」を実施し、公開する側も参加する側も互いに同じ課題意識を共有しながら研修を深める。
- (2) サテライト研修の企画・立案・運営を通して核となる人材を育成する。

5 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携によるチーム支援

- (1) 人間関係づくりや仲間づくりだけでは解決しづらい困難を抱えた子供たちを支援するため、「専門家を活用したチーム支援」を行う。
- (2) 早期介入や継続的支援の必要なケースでは、定期的に学校全体で情報を共有する場を設定し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携を保った少人数の支援チームで対応する。

6 保育所（園）・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校等の連携強化によるいじめ・不登校の防止

15年間で子供を育てるという視点に立ち、保・こ・幼・小・中の連携を一層促進させ、だれもが行きたくなる学校づくりの取組を一層充実させる。保育所（園）との連携もより一層強化する。

7 子供の読書活動の推進と学習習慣づくりの推進

- (1) 子供たちの豊かな情操を育むため、読書活動を推進する。そのために、学校図書館の活用や市図書館との連携、読書の時間等を設定する。
- (2) 子供たちに学習習慣を身に付けさせるため、家庭学習の充実を図る指導や、中学校区ごとにメディアコントロール週間の設定等を行う。
- (3) 「第4次総社市子ども読書活動推進計画」をもとに、子ども読書活動を推進する。

【施策6】 特別な支援を必要とする子供たちの支援

1 子供一人ひとりの教育的ニーズに即した支援と就学指導の充実

- (1) 切れ目のない相談支援体制を推進するために、就学前教育から義務教育へ必要な情報を確実に引き継ぐとともに、義務教育終了後における支援体制の充実を図る。
- (2) 児童発達支援センター（はばたき園）や障がい者基幹相談支援センター、こども課、こども夢づくり課、作業療法士等との連携を深めながら、一層重厚な巡回相談を実施し、就学指導の充実を図る。

2 保育所（園）・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校や保健・福祉関係機関との連携による特別支援教育推進センターのセンター機能の充実

- (1) インクルーシブ教育システム推進のため、特別支援教育推進センター主催の研修を行い、通常の学級における適切な指導・支援を行うことができるよう資質能力の向上を図る。
- (2) 情緒障がい通級指導教室において、通常の学級に在籍している発達障がいのある支援を必要とする幼児・児童への指導を充実させる。
- (3) 保育所（園）・認定こども園・幼稚園・小学校が互いに訪問し合うことにより、互いの保育や教育について理解を進め、滑らかな就学や支援が行えるようにする。

【施策7】 確かな学力の向上と特色ある学校づくり

1 一人一台端末の効果的な活用

児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成と、コンピュータ等を活用した学習活動の充実を図る。

2 中学校区ごとの連携による魅力ある学校づくりの推進

- (1) 保・こ・幼・小・中の15年間を見通した生活習慣や学習基盤を育成するために、中学校区ごとに学習規律や家庭学習等の標準化を推進する。
- (2) 人材育成を意識しながら、学校が組織的、継続的に改善に取り組むとともに、OJTを含めた学校評価に関する研修・研究の充実を図る。
- (3) 昭和中学校区においては、併設型小学校・中学校とし、9年間を通した教育目標や教育課程を系統的・体系的に編成し、少人数を生かしたきめ細やかな指導と特色ある教育を推進する。

3 総社市学校自由枠交付金制度の充実

学校長の裁量で自由に用途を決め、各学校が独自の特色ある教育活動に取り組む。

4 学力・学習状況調査の分析と学習支援ボランティアの活用

- (1) 各学校が目標達成に向けて、主体的に取組を分析・評価・改善する。
- (2) 地域人材を活用した学習支援ボランティアの積極的な活用と、キャリア教育の一層の充実を図る。

5 地域住民が参画した総社流学校運営協議会の設置

小・中一貫教育等特色ある学校づくりの実現のため、保護者、地域が学校支援活動に参画する総社流学校運営協議会を設置し、特色ある教育活動に取り組む。

【施策8】 世界にはばたく人材を育てる教育特区

1 豊かなコミュニケーション能力と国際的視野をもった人材の育成

- (1) 外国語指導助手と学級担任（中学校は英語担当）のティームティーチングによる指導の充実を図ることにより、英語によるコミュニケーション能力を養う。
- (2) 児童生徒が直接に双方向で交流する場を設ける等して、国際的視野をもった人材を育成する。

2 幼稚園・小学校・中学校における一貫した英語教育の推進

- (1) 英語特区では、大学との連携による専門家を招聘し、全学校園から教職員が参加できる研修を行う。
- (2) 保育や授業を参観する機会を設けたり、外国語指導助手を活用した研修を行ったりすることにより、指導力の向上を図り、一貫した英語教育を推進する。

3 体育教育や音楽教育に重点を置いた特区教育の推進

大学と連携し、直接講師から指導を受けたり、トップアスリートやコンサートなどの本物と出会う体験を重ねたりすることを通して、体育好き・音楽好きの児童を育て、健康に生活する力や豊かな感性を育む。

【施策9】 健やかな身体の育成と安全教育の推進

1 健やかな身体の育成

- (1) チャレンジランキング（岡山県教育委員会実施）への参加を促進し、学校体育の充実を図る。
- (2) 中学校においては、保健体育の学習を通して運動や健康についての知識・理解を深めるとともに、運動部活動の推進を継続する。

2 「地・食べ」による食育の充実

- (1) 地場産物を活用した学校給食の提供により、食育の充実を図る。
- (2) 食に関する正しい知識や残菜を減らして望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭による食に関する指導を実施する。

3 アレルギー対応の推進

アレルギー等のある子供を含めた全ての子供が、学校生活を安全・安心に過ごすことができるよう「総社市立学校における食物アレルギー対応の手引」、「食物アレルギー・アナフィラキシー・乳糖不耐症連絡書」「気管支喘息連絡書」等を活用して、保護者や医療関係者、消防機関等との連携を進める。また、学校単位での校内研修の実施を進める。

4 安全教育の推進

- (1) 各校の防災マニュアルや危機管理マニュアル等を実効性のあるものに整備するとともに、学校・家庭・地域が連携した安全点検や見守り体制を整備する。
- (2) 家庭や関係機関と連携した防犯教室や交通教室、防災時の児童の保護者等への引き渡し訓練等を引き続き実施することにより、子供たちの危険予測・危機回避能力を育てる。

基本方針3：家庭や地域の学びを支援する

【施策10】 家庭教育の支援

1 基本的な生活習慣の確立

各中学校区及び各校園において作成した生活習慣改善カードや、「ぱっちり！モグモグ」「ツーウィーク」チャレンジカード等を活用しながら、基本的な生活習慣の定着を図る。

2 親として人間としての学びや、教育への理解を深める「親学」を実施

- (1) 子育て世代をはじめ、祖父母世代やこれから親になる中高生同士が交流しながら、子供との関わり方に気づいていくための『親育ち応援学習プログラム』を、多くの方に体験してもらえるよう、学校園の参観日や懇談会等で開催する。
- (2) 『親育ち応援学習プログラム』のファシリテーターのスキルアップを目指して、保護者のニーズに合わせたプログラムをファシリテーターが協働して開発・実践していくことを推進する。

3 小・中学校の連携による子供の家庭学習時間や内容の充実

各中学校区で取り組んでいる「メディアコントロール週間」による家庭学習の定着をこ・幼・小・中の連携を図りながら促進する。

【施策 1 1】 幼児・児童・生徒の学習応援

1 学校支援ボランティアの充実

- (1) 学校支援ボランティアの活動内容についての広報を積極的に行い、幅広い分野で活躍いただける地域の人材を発掘するとともに登録者数の維持に努める。
- (2) 学校支援ボランティアの活動内容の充実を目指し、学校、地域コーディネーター、ボランティアの連携による成功事例の紹介や研修会などを実施する。

2 総社市学習等支援教室「ワンステップ」の拡充

生活困窮世帯の中学生・高校生を中心とした学習等支援教室「ワンステップ」の実施

【施策 1 2】 青少年の健全育成

1 地域ぐるみの育成活動を通じた人材育成と地域教育力の向上

- (1) 青少年健全育成に関する研修会や講演会などの開催により、地域の園児・児童・生徒への体験・学習活動を地域で支援していくための新たな人材を育成し、継続的な支援活動と地域の教育力の向上へつなげていく。
- (2) 青少年育成センターを中心として、各地域の補導員や学校と連携しながら補導活動等の推進を図り、青少年の健全育成に努める。

2 青少年の主体的な社会参加活動の推進

学校支援ボランティアや放課後子ども教室のサポーター、各種イベントのスタッフなど、地域における各世代間の交流・体験活動に青少年が積極的に参加できるよう支援していく。

3 青少年の安全・安心な居場所づくり

地域の中で子供たちが安全・安心に活動できる居場所である放課後子ども教室が、地域の方々の参画を得て、遊び・学習・体験活動・地域住民との交流活動などの活動内容や開催日数が充実していくよう努める。

基本方針 4 : 生涯学び, スポーツを楽しむ環境をつくる (※スポーツは事務移管)

【施策 13】 生涯学習の推進

1 生涯学習のまちづくりの推進

- (1) 市民一人ひとりが, 生涯にわたって自らの興味や関心に基づき, 様々な学習活動に取り組むことができるよう, 生涯学習まちづくり出前講座や幅広い年代に対応したイベント等を実施する。
- (2) 多様な学習機会についての情報を収集するとともに, 市民への情報提供を図る。

2 図書館活動の推進

- (1) 図書館資料を充実するとともに, 予約サービスの利便性の向上を図る。
- (2) 乳幼児から高齢者まで, すべての年齢の利用者へのサービス (児童サービス・高齢者サービス等) の充実に努める。
- (3) 公民館図書室や自動車文庫の充実を図り, 図書館から離れた地域の方の読書環境を整備していく。

3 公民館活動の推進

- (1) 市民の多様なニーズに対応した講座を, 市の関係部署と連携・調整しながら企画していく。
- (2) 市民に最も身近な社会教育施設として利用を促進するとともに, 自主的な活動を支援していく。
- (3) 公民館講座生が学習成果を発表する場である文化まつり等を充実していく。

4 地域の歴史文化講座など, 地域を知るための学習機会の拡充と人材育成

地域の自然・歴史・文化などについての講座等を関係課と連携しながら実施し, 郷土への理解を深め, 郷土愛の醸成を図り, ひいては総社で活動する人材の育成につなげる。

5 高齢者のいきがいくりと社会活動参加の推進

- (1) 高齢者が健康で充実した生活を送れるよう, 新しい知識の習得の機会や培ってきた経験を活かせる場の充実を, 市の関係部署と連携・協働して推進する。
- (2) 高齢者が社会とのつながりをいきがいと感じられるよう, 世代間の交流活動などの取組を推進する。

【施策 14】 人権教育の推進

1 学校教育における人権教育の推進

- (1) だれもが行きたくなる学校づくりの取組を通して人権教育を進めるとともに、自分も周囲の人も大切にするため、SEL（社会性と情動の学習）や子供同士が支えあうピア・サポートの学習プログラムを実施する。
- (2) 日々の授業では協同学習を通して自他の個性を尊重する姿勢を図るとともに、人権週間の取組や人権学習を通して児童生徒の豊かな人権感覚の育成に努める。
- (3) SNSやハンセン病問題、子供の不登校、LGBT、子供の虐待等を取り上げた教職員研修を実施し、人権尊重の意義や人権問題に関する教職員の理解と認識を深める。

2 社会教育における人権教育の推進

- (1) 様々な人権課題をテーマとし、子供の虐待等、時宜を捉えたテーマや参加者のニーズに沿った研修を実施する。
- (2) 指導者育成講座の修了者による学習内容の普及・共有を働きかける。

基本方針 5：教育施設の整備と適切な維持管理を実施する

【施策 15】 教育施設の整備と適切な維持管理

1 学校施設の整備と適切な維持管理

- (1) 技術革新に伴う既存設備の陳腐化及び社会的要求に応えるため、LED化、トイレの洋式化、特別教室への空調機器の設置に努める。
- (2) 幼稚園、小学校、中学校の長寿命化計画に基づき、将来を見据えた計画的な整備、維持管理に努める。

2 生涯学習施設の整備・充実

- (1) 池田分館の移転新築整備を令和3年度末竣工に向け進める。
- (2) 公民館・分館及び図書館などは老朽化が進んでいることから、施設整備にあたっては、個別施設計画（長寿命化）に基づき老朽化の度合いや利便性、地元要望等を踏まえ、計画的な整備を進める。